

子第392号-1

令和4年5月20日

各市町村保育担当課長 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長
(公印省略)

保育所等におけるマスクの着用について (依頼)

日ごろ、本県の保育行政に御協力いただきありがとうございます。

また、保育所等においては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に御尽力いただき、重ねて御礼申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年3月17日現在）及び「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十四報）（令和4年3月22日現在）」により、保育所等におけるマスク着用について、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるとしてきたところです。

県では、これから夏季を迎えるにあたり、熱中症のリスクが高まること、また、児童がマスクを着用した状態での活動は、口元が見えないことにより、表情から感情を読み取る機会が減り、児童の発達にも影響が生じる可能性が指摘されていることから、保育所等における児童の屋外（園庭や公園等）の活動においては、マスクなしで活動することが有用であると考えています。

そのため、屋外の活動においては、保護者の理解を得るよう努めながら、児童がマスクなしで活動することを検討していただくようお願いします。

なお、貴市町村管内の保育所等へも周知いただきたく、施設向け（別添1）、保護者及び地域の方向け（別添2）チラシを作成しましたので、必要に応じて御活用ください。

【担当】千葉県健康福祉部子育て支援課
法人指導班 市原、箕輪
TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939
E-mail: kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp